



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1293	平成28年度自衛官募集	(市町村課).....	1
1294	救急病院の認定	(医務課).....	3
1295	〃	( 〃 ).....	3
1296	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	3
1297	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	5
1298	〃	( 〃 ).....	5
1299	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	6
1300	〃	( 〃 ).....	6
1301	〃	( 〃 ).....	6
1302	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	6
1303	〃	( 〃 ).....	7
1304	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
1305	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	7
1306	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ).....	8
1307	港湾法による海南都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定	(港湾空港振興課).....	9

## 告 示

### 和歌山県告示第1293号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成28年度募集について、次のとおり告示する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 募集種目及び採用予定時期

##### (1) 募集種目

自衛官候補生(男子)

##### (2) 採用予定時期

平成29年3月下旬から同年4月上旬まで

#### 2 試験期日、試験場及び試験種目

試験期日	試験場	試験種目
平成28年12月3日(土)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文)
平成29年1月22日(日)	和歌山市	2 口述試験
		3 適性検査
平成29年2月18日(土)	和歌山市	4 身体検査

\*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。

### 3 受付期間

試験期日の前日まで

### 4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 5 受験手続

#### (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

#### (2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関に持参又は郵送すること。

#### (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

### 6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には、通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

### 7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるの

で、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

#### 和歌山県告示第1294号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 誠佑記念病院
- 2 所在地 和歌山市西田井391
- 3 有効期限 平成31年11月3日

#### 和歌山県告示第1295号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 済生会有田病院
- 2 所在地 有田郡湯浅町吉川52-6
- 3 有効期限 平成31年11月5日

#### 和歌山県告示第1296号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

##### 1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「OCTOPUS LV.03」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「KRAKEN LV.03」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「Stinger」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「恋しぐれ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「飛龍」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「VOLCANO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「Summer Turbo vol.7」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「Dr.boost Summer Menthol」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Dr.boost Pure Lemon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「LOVE MAGIC」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「Fusion」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「V.0 azzurro」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「V.0 Rosso」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「Black Cuba」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (15) 次の写真に示すとおり、「BAD Father IV」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Zeus」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「SEX Panther」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「PORN QUEEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「Enemagra」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Erotic Glide」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「DEEP Throat」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「BACK ATTACK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「anus」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「Acme Sun」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「Acme Moon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「ICE BLACK II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「AGEHA」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「GOD POWER II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「HALLOWEEN BLACK CAT NIGHT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「HALLOWEEN VAMPIRE NIGHT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「HALLOWEEN JACK-o'-lantern NIGHT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「VENTUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「SALAMANDRA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「ANIMA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「NEMUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「UMBRA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「SERVI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「IGNIS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「NIHIL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「AQUA VITAE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「TERRA MERITA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「ARS MAGNA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「ZOMBIE COOL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「JIN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「-HIBIKI- 響 GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Dorothy VTC」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「TRANCE LEMON GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「Fang」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「SEX BOMBER XX IV」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「SEX BOMBER XXX IV」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (51) 次の写真に示すとおり、「HIGH TENSION」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「Phase Lemon TX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「EMPEROR」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「Crow」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「Jack-o'-Lantern」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「Nightmare」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「SEXY TREAT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「SEX CARNIVAL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「ZURG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「SPEAR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「LOVE JUICE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「CRASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「Burning」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成28年11月15日

和歌山県告示第1297号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年11月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年11月28日まで縦覧に供する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第83号	和歌山市栗栖字徳井6-1外5筆

和歌山県告示第1298号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年11月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年11月28日まで縦覧に供する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番

平成28年度第84号-1	田辺市中芳養字小畔谷3212-3
平成28年度第84号-2	田辺市中芳養字小畔谷3196-13外1筆
平成28年度第84号-3	田辺市上秋津字山田代2158-1外1筆

**和歌山県告示第1299号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字熊井字岩楠部693の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**和歌山県告示第1300号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字熊井字岩楠部693の6
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**和歌山県告示第1301号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町野中字上向井2162の5
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第1302号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1303号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1304号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき由良町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(道路台帳平面図データ作成)

2 作業期間 平成28年11月14日から平成29年3月17日まで

3 作業地域 和歌山県日高郡由良町

#### 和歌山県告示第1305号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

和田(363)

## 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1306号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

鏡石谷下川(4-364-2-022)、鏡石谷中川(4-364-2-023)、鏡石谷川(4-364-2-024-2)、立石谷下川(4-364-1-027)、立石谷上川(4-364-1-029)、垣内谷川(4-364-2-031)、岡谷川(4-364-2-032)、橋本谷川(4-364-2-033)、神山西谷川(4-364-1-026)、滝谷川(4-364-1-030)、観音寺谷川(4-364-1-031)、ニシヨク谷川(4-364-1-032)、蛭谷北川(4-364-2-027)、神山東谷川(4-364-2-028)、矢倉谷川(4-364-2-029)、切越沢谷川(4-364-2-034)、道浄寺谷川(4-364-1-007)、上谷川(4-364-2-001)、扇谷川(4-364-1-001)、大谷川(4-364-1-002)、前畑谷川(4-364-1-003)、タニゴラ谷川(4-364-1-006)、上中谷川(4-364-2-005)、八生寺谷川(4-364-1-014)、昭円寺谷川(4-364-1-015)、有原南谷川(4-364-2-010)、有原谷川(4-364-2-011)、才後谷川(4-364-2-020-1)、才後谷川(4-364-2-020-2)、才後谷川(4-364-2-020-3)、中尾谷川(4-364-2-026)、徳図(I-783)、生石寺原(I-3766)、生石岫越(1)(II-3265)、生石岫越(2)(II-3266)、生石滝谷(II-3267)、生石喜五郎谷(II-3268)、生石岫谷(II-3269)、生石奥ノ谷(II-3270)、生石赤祖(II-3271)、生石岡ノ本(1)(II-3272)、生石岡ノ本(2)(II-3273)、生石岡ノ本(3)(II-3274)、生石松原(II-3275)、生石丸山尾(1)(II-3276)、生石丸山尾(2)(II-3277)、生石松原(1)(II-3278)、生石松原(2)(II-3279)、生石徳図谷(1)(II-3280)、生石徳図谷(2)(II-3281)、生石徳図谷(3)(II-3282)、生石徳図谷(4)(II-3283)、生石藤ノ本(1)(II-3284)、生石藤ノ本(2)(II-3285)、生石寺原(1)(II-3286)、生石寺原(2)(II-3287)、生石寺原(3)(II-3288)、生石寺原(4)(II-3289)、生石松尾垣内(II-3331)、立石萩原(I-3764)、立石(I-3765)、立石萩原(1)(II-3308)、立石萩原(2)(II-3309)、立石梶垣内(II-3310)、立石廣田(1)(II-3311)、立石廣田(2)(II-3312)、立石堂ノ前(1)(II-3313)、立石堂ノ前(2)(II-3314)、西谷(I-785)、芝崎(I-788)、伏羊川ノ上(I-3763)、伏羊ヨキ峠(II-3305)、伏羊切越沢(1)(II-3306)、伏羊切越沢(2)(II-3307)、釜中中筋(2)(I-769)、釜中萩ノ戸(II-3215)、釜中温井原(II-3216)、釜中中筋(1)(II-3217)、丹生東・丹生西(I-766)、丹生片山(1)(II-3290)、丹生片山(2)(II-3291)、丹生森畑(II-3292)、丹生東(3)(II-3293)、丹生片山(4)(III-1633)、丹生森畑(2)(III-1634)、下六川片畑(1)(I-3758)、下六川新多羅(1)(I-3759)、下六川新多羅(2)(I-3760)、下六川片畑(2)(I-3761)、下六川(2)(I-768)、下六川(1)(II-3294)、下六川ヲトシ(III-1635)、下六川(3)

(Ⅱ-40264)、堂垣内(Ⅰ-781)、青田奥田(Ⅰ-3762)、中の戸(Ⅱ-3250)、中田代(Ⅱ-3251)、中井出垣内(Ⅱ-3253)、中峯天王谷(Ⅰ)(Ⅱ-3254)、中峯田端(Ⅱ-3256)、中峯平岩(Ⅱ-3257)、有原下垣内(Ⅱ-3297)、有原砂田(Ⅱ-3298)、青田猪熊(Ⅱ-3300)、青田芝ノ内(Ⅱ-3301)、青田木ノ羽(Ⅱ-3302)、青田山口(Ⅱ-3303)、青田岡田(Ⅱ-3304)、大藪山影(Ⅰ)(Ⅱ-3329)、大藪山影(Ⅱ)(Ⅱ-3330)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

鏡石谷川(4-364-2-024-1)、立石谷中川(4-364-1-028)、立石谷東川(4-364-2-030)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1307号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により海南都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区における分区を次のとおり指定し、平成27年和歌山県告示第548号(港湾法による海南都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定)は、廃止する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分 区	区 域	面 積
商港区	海南市日方、船尾、築地、下津町下津及び大崎のうち別図に示す区域	約4.1ha
工業港区	海南市船尾、藤白、下津町下津、方及び大崎のうち別図に示す区域	約244.3ha